㈢　予報の対象区域として東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県を有する。

また、気象業務法施工規則第11条の２の規定に基づき次の㈡を満たすこと。

㈡　気象業務法施行規則第十一条の二に定める４名以上の専任の気象予報士を配置していること。

⑸　業務実施上の条件

①　法人に必要とされる業務の実績　当該業務に参加希望する法人は、平成24年度以降に完了した業務において、高速道路における気象予測業務の実績を有しなければならない。なお、当該実績について、首都高速道路株式会社が発注した業務においては調査・設計業務成績評定通知書によって通知された業務評定点（総合評定点）が60点未満のものを除く。

②　予定管理技術者に必要とされる要件

イ　技術者資格　気象予報士を有する技術者であり、気象予報士登録から５年以上の業務経験を有すること。なお、外国資格を有する技術者（わが国及びＷＴＯ政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ日本国内における気象予報士相当との国土交通大臣認定（国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課）を受けている必要がある。

ロ　業務実績　平成24年度以降に完了した、以下に示される同種又は類似業務について、１件以上の実績を有さなければならない。なお、当該実績について、首都高速道路株式会社が発注した業務においては調査・設計業務成績評定通知書によって通知された業務評定点（総合評定点）が60点未満のものを除く。

同種業務：高速道路における気象予測業務

類似業務：道路における気象予測業務

ハ　手持ち業務量　令和５年３月29日現在の手持ち業務量（特定後未契約のものを含む。）において、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額が500万円以上の業務の契約金額の合計が５億円未満かつ件数が10件未満であること。

なお、手持ち業務が複数年契約の業務の場合には、契約金額を履行期間の総月数で除し、当該年度の履行月数を乗じた金額とする。

【手持ち業務量が超過した場合】

令和５年３月29日以降契約締結日まで及び履行期間中、管理技術者の手持ち業務量（本業務を含まない。）が契約金額で５億円又は契約件数で10件を超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合は、当該管理技術者を交代させる等の措置を請求する場合がある。

なお、変更後の管理技術者は以下の要件をすべて満たす者とする。

ａ）当該管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者

ｂ）当該管理技術者と同等の技術者資格を有する者

ｃ）当該管理技術者と同等以上の業務評定点を有する者

ｄ）手持ち業務量が上記で定めた制限量を超えていない者

⑹　参加表明書の提出期限の日から見積開封のときまでに、当社から競争参加停止措置準則（平成17年準則第22号）に基づく競争参加停止を受けていないこと。

３　技術提案書の評価基準

⑴　技術提案書による評価

①　予定管理技術者及び予定担当技術者の技術資格

②　予定管理技術者及び予定担当技術者の同種類似業務の実績

③　予定管理技術者及び予定担当技術者の手持ち業務量

⑵　配置予定技術者からのヒアリングによる評価

①　ヒアリング対象者

イ　予定管理技術者

②　評価項目

イ　専門技術力の確認

ロ　業務への取組姿勢

ハ　コミュニケーション力の評価

４　手続等

⑴　担当部局　首都高速道路株式会社　財務部契約課　〒100―8930 東京都千代田区霞が関一丁目４番１号　電話03―3539―9319　ＦＡＸ03―3539―9566

⑵　現場説明書・技術提案書作成要領等の交付期間及び方法

①　交付期間：令和５年２月27日（月）から令和５年３月13日（月）午後４時まで

②　方法：下記サイトより参加希望者に無償で交付する。

・首都高速道路株式会社ホームページ（入札公告等）
https://www.shutoko.co.jp/business/bid

③　交付資料のダウンロード操作手順：上記サイトにて、該当業務の交付資料ダウンロード欄を選択し、案内に従い、情報（会社名、担当者名、連絡先等）を入力する。登録確認メール（ダウンロード先ＵＲＬ及びダウンロード先パスワードの通知）を受信し、通知されたパスワードを入力してログインし、交付資料をダウンロードする。なお、やむを得ない事由により、上記交付方法による受領ができない場合は、別の方法（ＣＤ―Ｒ等の配布）により無償で交付するので、上記⑴の担当課まで申し出ること。

⑶　参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法

①　電子入札システムによる場合

参加表明書（電子入札システムにより提出すること。）

・受付期間：令和５年２月27日（月）から令和５年３月13日（月）午後４時まで

参加資格確認資料（様式１～４）（持参又は郵送により提出すること。）

＜持参の場合＞

・受付期間：令和５年２月27日（月）から令和５年３月13日（月）までの毎日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日を除く。以下同じ。）、午前10時から午後４時まで（正午から午後１時までを除く。）

・受付場所：上記４⑴に同じ。

＜郵送の場合＞

・受付期間：令和５年２月27日（月）から令和５年３月13日（月）まで

・郵送方法：書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。なお、郵送提出する旨を事前に上記４⑴に記載の担当部局まで連絡すること。

・郵送先：上記４⑴に同じ。

②　紙入札による場合

参加表明書及び参加資格確認資料（様式１～４）（持参又は郵送により提出すること。）

＜持参の場合＞

受付期間、受付場所は、上記４⑶①＜持参の場合＞のとおり

＜郵送の場合＞

受付期間、郵送方法、郵送先は、上記４⑶①＜郵送の場合＞のとおり

⑷　技術提案書及び見積書の提出要請

①　電子入札システムによる場合　上記４⑶①において提出を受けた資料を審査し、技術提案書及び見積書提出要請書（以下「技術提案書等提出要請書」という。）を令和５年３月29日（水）までに電子入札システムにより通知する。技術提案書等提出要請書を受けた者のみ技術提案書及び見積書を提出できるものとする。

②　紙入札による場合　上記４⑶②において提出を受けた資料を審査し、技術提案書等提出要請書を令和５年３月29日（水）までに書面により通知する。技術提案書等提出要請書を受けた者のみ技術提案書を提出できるものとする。

⑸　技術提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

技術提案書（持参又は郵送により提出すること。）

＜持参の場合＞

・受付期間：令和５年３月29日（水）から令和５年５月10日（水）までの毎日、午前10時から午後４時まで（正午から午後１時までを除く。）

・受付場所：上記４⑴に同じ。